

同 意 書

可児市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付を受けるうえで、下記の事項に同意します。

- 1 副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付にあたって、必要な範囲内で父母及び生計中心者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を可児市が閲覧及び調査すること。
- 2 この申告により得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために可児市が利用すること。
- 3 副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金の受領を子どもが利用する園の設置者に委任すること。
- 4 申告書に記載した内容や補助決定に関する情報を、副食費の減免を行う際に必要な範囲で園に提供すること。
- 5 可児市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要領に規定する内容を遵守すること。
- 6 この同意は子どもが在園中に限るものとし、子どもの在園中に申告内容等に変更があった場合は可児市に申し出ること。(申し出がない場合、交付が受けられない場合があります。)
- 7 以上の同意は、保護者及び生計中心者全員からの了承を得た同意であること。

年 月 日

保護者氏名

(子ども氏名)